

**【戸田市議会議員一般選挙】東京高等裁判所が当選の効力に関する裁決の取消請求に対する判決をしたことについて  
(委員長談話)**

内 容：

令和3年7月14日に東京高等裁判所に対し訴訟が提起された令和3年1月31日執行の戸田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する埼玉県選挙管理委員会による裁決について、東京高等裁判所が原告の請求を棄却する判決を下したことに伴い、戸田市選挙管理委員会委員長が次のとおり談話を発表しました。

**【戸田市選挙管理委員会 委員長談話】**

本日、東京高等裁判所で、当選の効力に関する審査の申立てに関し、原告の埼玉県選挙管理委員会による裁決の取消請求を棄却する旨の判決がありました。

現時点では、判決の具体的内容を十分に把握しておりませんが、これまでの戸田市選挙管理委員会の主張が認められたものと考えております。

戸田市選挙管理委員会としましては、引き続き選挙の適正な執行等の使命を全うしてまいります。

戸田市選挙管理委員会委員長 駒崎恭子

○問い合わせ(担当)： 行政委員会事務局 選挙管理委員会担当 山本・山道

048 441 1800 (内線 6280)

令和3年10月15日発信

発信：市長公室 広報・広聴担当

048 441 1800(内線 438)